

## ベビーゲート等に関する法令・規格・基準、取組

## 【法令・規格・基準】

- 国内におけるベビーゲートに関する安全基準は、一般財団法人製品安全協会が規定している SG 基準がある。その他法令や工業基準、業界団体基準などは存在しない。
- SG 基準の中では、ベビーゲート等に関する外観、構造、寸法、耐衝撃、強度、耐久性、材料、付属品、表示に関する安全事項が規定されている。
- 現在、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、乳幼児用製品に関する包括的な安全基準の策定に取り組んでいる。

## 【行政機関等、NPO の取組】

- 国や独立行政法人、NPO などにおいて、ベビーゲート等そのものの安全性に関する注意喚起はほとんどされておらず、製品安全に関する包括的な情報の中にベビーゲート等に関する事故情報が紹介されている程度であった。
- 提供されている情報の多くは、乳幼児の階段からの転落や台所などでの事故防止対策として、ベビーゲート等の設置を推奨するものであった。

## 1 法令・規格・基準

法令や日本規格協会が工業標準化法に基づき制定している JIS 規格、業界団体が規定しているガイドラインなどにおいて、ベビーゲート等に関する規格・基準は見受けられなかった。ベビーゲート等の基準として確認されたのは、一般財団法人製品安全協会が規定している SG 基準のみであった。

一方、現在、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、NITE という。）は、乳幼児用製品に関する包括的な安全基準の策定に取り組んでおり、JIS 制定を目途として検討を行っている。

## (1) SG 基準

SG 基準とは、一般財団法人製品安全協会が制定した、各種製品に関する安全基準である。この基準に適合したものとして認証した製品には SG マークが付与される。なお、本認証を受けることに対して、法的な義務はない。

ベビーゲート等の SG 基準は、生後 24 か月以内の乳幼児が室内を移動することを防止するために、一般家庭の家屋に取り付けて使用する柵に適用される。このため、据え置き型のベビーゲート等は対象外である。SG 基準は、外観、構造、寸法、耐衝撃、強度、耐久性、材料、付属品、表示に関する安全項目を規定している。

表 1 は、SG 基準における安全面に関わる規定である「安全性品質」の項目について、

想定リスクの欄を追加し、一覧にまとめたものである。

ベビーゲート等において、特にリスクが高いと考えられる「危険域への立入」や「階段からの転落」に対しては、ロック機構の構造や耐久性の確認、格子間隔の寸法、柵自体の耐衝撃性などを確認することとしている。

表1 SG基準におけるベビーゲート等に関する安全性品質<sup>1</sup>

基準	想定リスク	確認方法
1. 外観・構造		
身体が触れる部分に、ばり、とがり、角部などがなく、角部などがなく	裂傷などの負傷	目視、触感等による確認
組み立て及び取付けが容易にでき、各部に使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと	裂傷などの負傷	製品の取扱説明書の通りに、柱等に取付け、目視、操作などにより確認
柵のロック機構や開放システムは、乳幼児が容易に操作できない構造であること	危険域への立入 階段からの転落	次の1つ以上を満たしているか、又はこれと同等以上であることを確認すること ①ロック装置の手動解除に50N以上の力が必要 ②操作以上の連続した関連操作が必要 ③2つ以上の独立した機構の同時操作が必要
階段で使用できる製品は、木ねじ等で柱に固定できる固定用カップを有していること	階段からの転落	固定用カップについて、目視、操作等により確認
固定用カップと調節ねじ部が、柱等に取り付けたとき、容易にずれないこと	階段からの転落	4項の耐衝撃試験により確認
階段使用可能な製品で扉ありの場合、階段側に扉が開かない構造であること。	階段からの転落	目視、操作等により確認
柵上端部から側面にかけて、ひも等が引っかからないこと。また、さん木が交差しているものは、首等が挟まらない形状であること。	首絞による窒息	直径3.2mmのボールチェーン治具、スケールなどにより確認

<sup>1</sup> 「安全性品質」は、「乳幼児用移動防止さくの認定基準及び基準確認方法」の第3項を抜粋したものである。

基準	想定リスク	確認方法
2. 寸法		
乳幼児の手足の届く範囲に、5 mm以上 13 mm未満の隙間がないこと。 (深さ 10 mm未満を除く)	身体の挟み込み	栓ゲージなどにより確認
格子の間隔が 85 mm未満であること	危険域への立入 階段からの転落	スケールなどで確認
560 mmの高低差範囲に、足をかけられる構造物がないこと	乗り越え 転落	スケールなどで確認
ネットのあるものは、ネットに棒が通らないこと	指の傷害	直径 6 mmの丸棒をネット面垂直に 20N の力で押し付け、通らないこと
3. 強度		
強度試験を行ったとき、破損、変形、使用上の支障のある異常がないこと	裂傷などの負傷 危険域への立入 階段からの転落	あて板（長さ約 200 mm、幅約 100 mm）を用いて、柵の中央部の上部、中央部、下部に、柵の面に対して垂直方向に 150N の力を 10 秒間加え、目視等により状態を確認する
さん木 1 本の強度試験を行った時、破損、変形、使用上の支障のある異常がないこと	裂傷などの負傷 危険域への立入 階段からの転落	最も細いさん木の中央部に、柵の面に対して垂直方向に 150N の力を 10 秒間加え、目視等により状態を確認する
柵の下方強度試験を行った時、破損、変形、使用上の支障のある異常がないこと	裂傷などの負傷 危険域への立入 階段からの転落	あて板を柵の上部中央付近に置き、垂直方向下向きに 250N の力を 10 秒間加え、目視等により状態を確認する
4. 耐衝撃		
柵の耐衝撃試験にて、破損、変形や設置外れがないこと	危険域への立入 階段からの転落 幼児の転倒	計 10 kg のバスケットボールと砂袋を、長さ 850 mm の振り子で、高さ 80 mm、120 mm、150 mm の 3 点に 5 回または 3 回衝撃を加える
5. 耐久性		
ロック機構や開放システムの耐久試験により、破損、変形がなく、機能を維持していること	危険域への立入 階段からの転落	開閉操作の繰り返しを 300 回行い、異常がないことを確認
柵の耐久性試験を行ったとき、破損、変形、使用上の支障のある異常がないこと	裂傷などの負傷 危険域への立入 階段からの転落	柱等に取付けロックした状態で、柵の中央部にあて板を用いて、柵の面に対して垂直方向に 50N の力を毎分 60 回を超えない速度で 1 万回繰り返し加えたときに、目視により状態を確認する

基準	想定リスク	確認方法
6. 材料		
乳幼児に有害な影響を与えないこと	化学物質被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法に基づく基準に適合</li> <li>・ホルムアルデヒドの規定基準に適合</li> </ul>
7. 付属品		
使用上の安全性を損なわないこと	裂傷などの負傷	先鋭部、ばりの有無などについて目視、触感、操作により確認
外れた場合に誤飲する大きさではないこと	部品の誤飲	トルク試験、引っ張り試験で外れないこと 外れた場合、誤飲性確認シリンダに抵抗なく入り込まないこと

<参考：米国、欧州の規格との対比>

以下に SG 基準と米国、欧州の規格の主な内容に関する対比表を表 2 に示す。寸法や応力値など、細かい数値はそれぞれの基準で相違があるが、全体として、米国や欧州の基準は SG 基準と比較し、こと細かく条件が設定されている。

例えば上方からの荷重に関する基準について、SG 基準では 250N で 10 秒力を加えて目視確認とだけ規定されているが、米国の ASTM においては、荷重をかける回数や力のかけ方が規定されており、さらに荷重による寸法の変化、破損、変形、ロック機構の正常性についても確認することが規定されている。

項目	SG CPSA0045	EN 1930	ASTM F1004
ベビーゲートの高さ	560 mmの高低差範囲に、足をかけられる構造物がないこと	ベビーゲートの上部の幅全てにわたり 650mm 以上の高さの水平面を含むこと	床から最上面の最低点までの垂直距離は、床から 22 インチ(560mm)を下回ってはならない。
上方荷重による変形	あて板を柵の上部中央付近に置き、垂直方向下向きに 250N の力を 10 秒間加え、目視等により状態を確認する	ベビーゲートの上部中央に垂直方向に 250N の力を加える。透明の 120×35×10mm のテンプレートを 2 枚使用し、どの場所にも足がかりとなるものがないことを確認する。	45 ポンド(200N)の静荷重を垂直下方に 5 回、最上部の中心に加える。5 秒かけて徐々に力を加え、約 5 秒間隔でさらに 10 秒間保持する。最大・最小開口幅にて試験を実施 試験中又は終了後に床面からゲート最上部が 22 インチ(560mm)未満の寸法となるような破損、分離、曲げ、たわみがないこと。 ロック/ラッチはテスト中はロックしたままとし、試験完了後もロックが動作すること

項目	SG CPSA0045	EN 1930	ASTM F1004
隙間:ゲート自体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の手足の届く範囲に、5 mm以上 13 mm未満の隙間がないこと。(深さ 10 mm未満を除く)</li> <li>・格子の間隔が 85 mm未満であること</li> <li>・ネットのあるものは、直径 6 mmの丸棒をネット面垂直に 20N の力で押し付け、通らないこと</li> </ul>	<p>直径 7 mmの円柱状プローブに、最大 30N の力を加え、アクセス可能な開口部にあらゆる方向から少なくとも 10mm 入るかを確認する。</p> <p>10mm 入る場合は、12mm のプローブを使い、最大 5N の力を加えて少なくとも 10mm 入ること。</p> <p>メッシュ状のゲートの場合、所定のメッシュ用プローブに、30N を限界とする力を加え、直径 7mm 部分まで入りこむか否かを確認する。</p>	ゲート自体の隙間や、ゲートを取り付けた際に生じる隙間に、指定のプローブが通過できてはいけない。
隙間:ゲートと壁・下部	乳幼児の手足の届く範囲に、5 mm以上 13 mm未満の隙間がないこと。(深さ 10 mm未満を除く)	指定のプローブが通過するすき間がないこと 負荷をかけない状態ですき間が安全基準を満たしていること。その後、外側上のレールに垂直方向に 250N の力を 5 秒間かけ、30 秒放置し、その状態のまま、当該すき間が安全基準を満たしていること。	ゲート自体の隙間や、ゲートを取り付けた際に生じる隙間に、指定のプローブが通過できてはいけない。 最上部の端部が湾曲していて、壁とゲート上端部の間に 1.5×0.64 インチ (38×16.2 mm)以上の隙間が空くと き、横から平板状テンプレートを差し込み、各辺が同時に接触しないこと
開閉機能	開閉操作の繰り返しを 300 回行う	扉の開け閉め、施錠(ドア)ロックを 300 回繰り返す	扉の開け閉めを合計 2000 回を繰り返す
オートクローズシステム	規定無し	最大開放の位置から 10 回と、最小開放の位置から 10 回、オートクローズ機構を作動させる。 自動ロック式の閉鎖機構は、ロックされたか否かを音や視覚でわかるようにすること。	扉付きゲートのラッチ/ロックおよびヒンジ機構の試験の後、扉が 8 インチ (203 mm)開いている状態から自動的に閉じることを確認する。次に扉を最大まで開いて、テストを繰り返す。
ロック機構	次の 1 つ以上を満たしているか、又はこれと同等以上であることを確認すること ①ロック装置の手動解除に 50N 以上の力が必要 ②2 操作以上の連続した関連操作が必要 ③2 つ以上の独立した機構を同時操作が必要	以下のいずれかを満たす ア少なくとも 2 つの連続動作が必要 イ少なくとも 2 つの独立した機構で、同時操作が必要	次のいずれかを満たしている必要がある。 ・10 ポンド(45N)の最小力を必要とする。 ・ロック装置又はラッチ装置は、複数の動作で解除できる機構であること。

項目	SG CPSA0045	EN 1930	ASTM F1004
突起	身体が触れる部分に、ばり、とがり、角部などがないこと 柵上端部から側面にかけ、ひも等が引っかからないこと。また、さん木が交差しているものは、首等が挟まらない形状であること直径 3.2 mmのボールチェーン治具、スケールなどにより確認	所定のボールチェーン・頭部一式ジグがいかなる突出部分にも引っかかれないこと。 通常の使用でアクセス可能なエッジ及び先端部は面取りされ、ばりやとがりがないこと	8歳未満の子供が使用する玩具およびその他の物品のシャープポイントを定めるための技術的要件『16 CFR § 1500.48』に規定。
耐久性:ゲートの固定	・組み立て及び取付けが容易にでき、各部に使用上支障のある緩み、がた、変形等ないこと ・計 10 kgのバスケットボールと砂袋を、長さ 850 mmの振り子で、高さ 80 mm、120 mm、150 mmの 3 点に 5 回または 3 回衝撃を加える。破損や変形、設置外れが無いこと	指定の振動試験機器(重さ 11±1kg)を準備し、アームをベビーゲートの上面中央部に取り付け、水平に保つ。電動により伝導盤を 120 回転/分で 1000 回転させる。 指定の締め付け装置をベビーゲートの上部中央に置く。押引力を加える装置を用いて水平方向に前方と後方に向け、0~140N の力を加える。力は両方向に毎秒 2 回を 10000	最大開口幅にゲートを調整し、試験器具にゲートを取り付け、閉じた位置で固定する。全ての垂直部材の 25%に対して試験する。2~5 秒かけて、試験する部材の上下端の間で、側面の平面に対して垂直に 45 ポンド(200N)を徐々に加える。この力は 10 秒間維持されなければならない。
耐久性:ゲート自体	・あて板(長さ約 200 mm、幅約 100 mm)を用いて、柵の中央部の上部、中央部、下部に、柵の面に対して垂直方向に 150N の力を 10 秒間加え、目視等により状態を確認する 最も細いさん木の中央部に、柵の面に対して垂直方向に 150N の力を 10 秒間加え、目視等により状態を確認する	サイクル繰り返す。試験後ベビーゲートのズレが 25mm を超えないこと。 バスケットボールを取り付けた衝撃器を、長さ 850 mmの振り子で、高さ 80 mm、120 mm、150 mmの 3 点に 5 回または 3 回衝撃を加える。実施後、ベビーゲートが元々の場所から 25mm 以上移動してはならない	全ての垂直部材の 25%の本数に対して試験する。2~5 秒かけて、垂直部材の中央に、側面の平面に対して垂直に 45 ポンド(200N)を徐々に加え、10 秒維持する。試験が完了したら、垂直部材が完全に破損していないこと、または両端がゲートの水平部材から完全に分離していないことを確認する

## (2) NITE の取組

乳幼児に関する事故が多数報告されている一方で、乳幼児用製品が多種多様であることから、個別製品ごとに安全対策を行うことには限界がある。

このことを理由として、NITE は、まず図 1 に示す「乳幼児用製品の安全規格体系」を策定した。一番頂点にある A 規格には、ISO/IEC Guide50 という国際規格を位置づけた。

この ISO/IEC Guide50 では、子供を取り巻く様々なハザードに対して安全を守るための留意事項などが記載されている。

B 規格は、A 規格で記載されているハザードに対して、具体的な安全基準や試験方法を記載した安全規格である。NITE は「乳幼児に対する安全配慮を目的とした製品の共通規格の提案」という形で、個別製品規格の上位規格となるグループ規格である B 規格「乳幼児用製品共通規格」の策定に取り組んでいる。

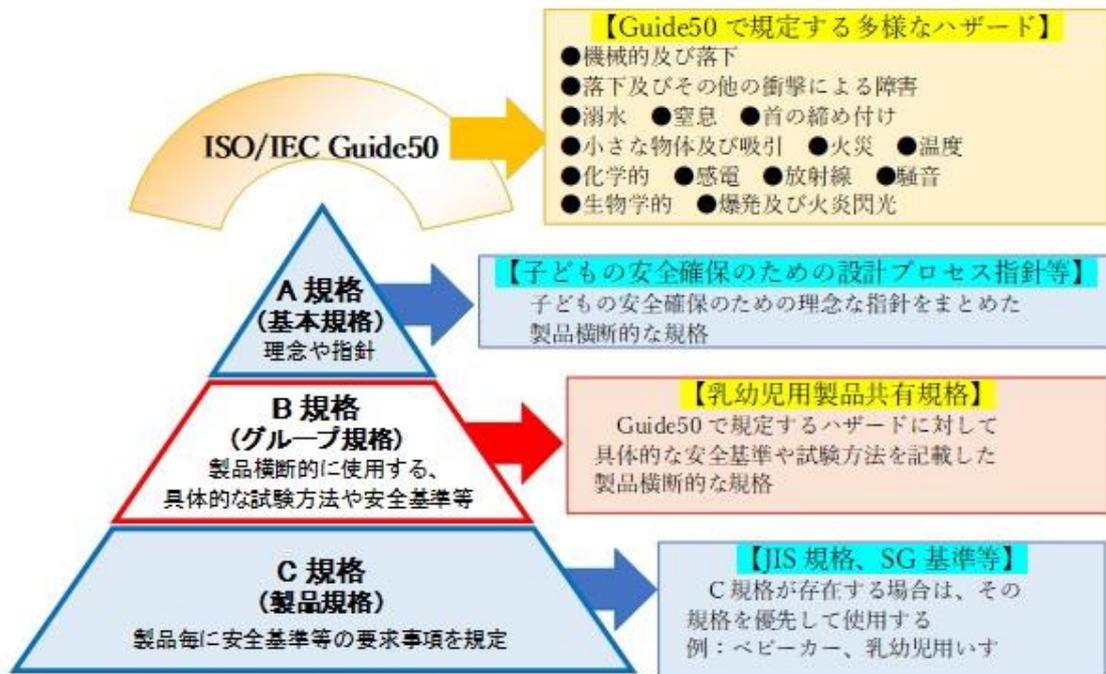


図1 乳幼児用製品の安全規格体系<sup>2</sup>

B 規格として、表 2 に示す 5 つの観点での規格が検討されている。いずれも国際規格である国際標準化機構 (ISO) 規格や、欧州の製品規格である EN 規格を準用し、日本人にあった条件の試験方法などが検討されている。

表 2 NITE で検討されている乳幼児共通規格一覧

No.	規格案名
1	機械的及び落下のハザードー隙間・開口部ー身体挟み込み (JIS 原案作成中)
2	機械的及び落下のハザードー構造の安全性ー部品の外れ (JIS 原案作成中)
3	機械的及び落下のハザードー構造の安全性ー製品破損
4	機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び先端部ー鋭利なエッジへの接触
5	チャイルドレジスタンス機能 (CR 機能)

<sup>2</sup>NITE より提供

「機械的及び落下のハザードー隙間・開口部ー身体挟み込み」の規格については、乳幼児の身体を模擬した試験プローブ<sup>3</sup>を製品の隙間や開口部に差し込むことで身体の挟み込みの可能性を確認する試験方法が検討されており、NITE のホームページ上に対象の試験プローブの設計データを開示している。この規格は JIS 制定を目途として JIS 原案作成中である。

また、「チャイルドレジスタンス機能 (CR 機能)」の規格については、電子式と機械式の 2 種類が検討されている。電子式は規格案が提示されているが、機械式については現在検討中である。なお、ベビーゲート等は、機械式のロック機構となる。

---

<sup>3</sup> 「プローブ」とは、測定や実験などのために、試料に接触または挿入する治具のことを意味する。

## 2 行政機関や独立行政法人、NPO の取組

国の各省庁や東京都などの行政機関、独立行政法人、NPO がホームページなどで提供しているベビーゲート等に関する資料について調査を行った。

その結果、「ベビーゲート等自体の安全性への警鐘」「ベビーゲート等による事故事例の提示」「ベビーゲート等を使用した安全確保」の 3 つに大きく分類されるが、「ベビーゲート等自体の安全性への警鐘」に関する情報はほとんどなく、「ベビーゲート等を使用した安全確保」に関する情報が多く確認された。

現在のベビーゲート等に関する一般的な認識としては、階段や台所、ベランダといった乳幼児にとって危険な場所に立ち入ることを防止する安全を創出する商品であり、ベビーゲート等自体により事故が起きることは考えにくい、と思われているようである。

### (1) ベビーゲート等自体の安全性への警鐘

#### ①NPO 法人 Safe Kids Japan

NPO 法人 Safe Kids Japan では、ホームページ上に子供のさまざまな事故事例を掲載し、それに対する安全対策を提示している。その中で、ベビーゲートに関する情報も掲載されている。事故事例は、階段に設置されたベビーゲートが開放された状態で、幼児が転落するものであり、安全対策としてベビーゲートを必ずロックすることなどを提言している。



図 2 階段からの転落（NPO 法人 Safe Kids Japan ホームページより）

#### ②東京都

東京都は、「乳幼児を育てるために使う製品による危険」をテーマにアンケート調査を行い、その結果に基づき、2015年に「乳幼児の身の回りの製品事故防止ガイド」を発行した。

その中で、階段に設置したベビーゲートが外れたり、指を挟むなどの事故事例が紹介されている。

## ●安全グッズでこんなことが… (197件)

(ゲート66件、ベッドガード52件、コンセントキャップ33件 等)



- 2階の階段の上に付けたゲートに何度も体当たりされてはすれて、階段から落ちそうになった。(男2歳)
- 階段の手前に格子のドアを設置。開け方がわからないと思って油断していたら、開け方を見て覚えたようで、ドアを開けたり閉めたりして指を挟んだ。(女3歳)
- つかまり立ちが出来るようになっていて、朝、子供だけ早く起きたときに、ベッドガードから身を乗り出して遊んでいた。(男0歳)
- コンセントキャップをはずし、家のカギをコンセントに突っ込もうとしていた。(女2歳)

図3 乳幼児の身の回りの製品事故防止ガイド (平成28年9月15日)

### (2) ベビーゲート等による事故事例の提示

独立行政法人国民生活センター

独立行政法人国民生活センターが発行している、幼児の事故発生状況をまとめた「発達をみながら注意したい0・1・2歳児の事故」という資料の中に、階段に設置したベビーゲートが外れ、転落した一事例が紹介されている。

#### 【事例5】ベビーゲートが外れ階段から転落

2階にあるリビングには、ドアや廊下がなく、すぐに階段がある。階段にはベビーゲートを設置していたが、ガチャガチャしているうちに外れてしまい、13段転落し、前額部打撲。(2015年11月発生 1歳7カ月、女児、軽症)

発達をみながら注意したい0・1・2歳児の事故

(平成28年1月14日)

### (3) ベビーゲート等を使用した安全確保

行政機関や独立行政法人が提供している情報の中で、ベビーゲート等のことが記載されているもののうち、最も多かったのが、階段や台所、ベランダでの事故防止の対策としてベビーゲートの使用を促す内容であった。以下に抜粋した情報を示す。

## ①消費者庁

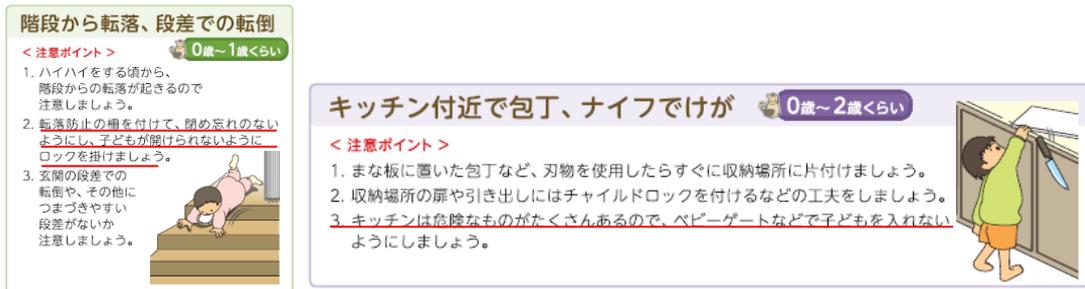


図4 子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック（平成29年3月更新）

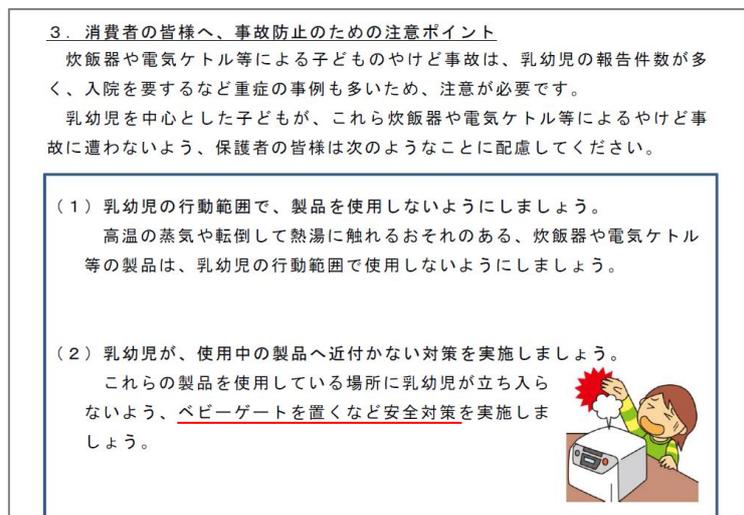


図5 炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児のやけど事故に御注意ください  
(平成29年12月13日)



図6 暖房器具等での子供のやけど及びけがに気を付けましょう（平成28年11月22日）

## ②独立行政法人国民生活センター

### 4. 事故を防ぐための注意点

(1) 子どもを高さがある場所に乗せたら目を離さないようにしましょう。柵や囲い等で転落を防ぎましょう

家庭内事故では転落による事故が最も多く、特に0歳以上2歳未満や2歳以上6歳未満で多くみられます。特に0歳以上2歳未満では、大人用ベッドやソファに寝かせておいたところ、転落してしまった事故が目立ちました。高さのある場所に子どもを乗せる場合は、目を離さないようにしましょう。また、柵や囲いを設置したり、落下時の衝撃を和らげるような素材のマットやカーペット類を床に敷いたり、床に固いものや突起物があるようなものを置かない等、部屋の環境の工夫も重要です。

医療機関ネットワーク事業からみた家庭内事故

(平成25年3月28日)

(3) 事故の予防には想像力を働かせましょう

0歳児が大人用ベッドから転落する事故が非常に多く、発生しています。「まだそれほど動かない」と思っているでも予想外に子供は移動し大人用のベッドから転落しています。1・2歳児は自ら動いて危険な場所に近づいていきます。重大な事故を防ぐために、想像力を働かせて、以下のような対策をとっておきましょう。

- 大人用ベッドやソファからの転落だけでなく、ベッドと壁の間に挟まれることもあります。大人用ベッドやソファには寝かせたまま、放置しないようにしましょう。

- ベビーベッドの柵は常にあげておきましょう。

- 子の身長の1.5倍以上の高さに子どもを置かないようにしましょう。

- ・階段には転落防止の柵を付けましょう。

- 床面から1m以下の高さの場所(子どもの手が届くところ)に、口にしようなもの、倒れそうなものを置かない、子どもが触れないよう工夫しましょう。また、低い場所の扉や引き出しは簡単に開かないようにしましょう。

発達をみながら注意したい0・1・2歳児の事故

(平成28年1月14日)

### (4) 製品リコール情報

消費者庁や経済産業省、NITEにおいては、ベビーゲート等に関するリコール情報を公表している。その中でも消費者庁では、製品別特集として、ベビーベッドとベビーゲートに関するリコール情報を掲載し、注意喚起を行っている。

★製品別特集★ベビーベッド - 注意喚起

リコールや注意喚起が行われているものをまとめて掲載

ツイート | AMGL | LINEで見る

商品名	★特集★ベビーベッド・ベビーゲート	
連絡先		
対応方法	下記の商品をお持ちの場合、各リコール情報の詳細をご覧の上、対象となるかならないかご確認ください。対象となっている商品であったり、疑わしい場合は、その使用を直ちにやめ、各リコール情報に記載してある事業者連絡先にご連絡し、必要な対応を取るようしてください。	
対応開始日	2019年05月01日	
対象の特定情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>★米国Kids II 「揺りかご型ベビーベッド」</li> <li>★Fisher-Price 「ベビーベッド：ロックン・プレイ・スリーパー」</li> <li>★イケア 「SUNDEVIK/スンドヴィーク おむつ替え台/チェスト 安全固定具」</li> <li>★イケア 「ベビーゲート」</li> <li>★イケア 「PATRIUS/パトリウスベビーゲート」</li> <li>★イケア 「子供用ベッドキャノピー」 (2006年4月～2014年3月に販売)</li> <li>★イケア 「HENSVIK ベビーベッド」 (2011年7月～2012年10月に販売)</li> </ul>	

図7 リコール情報サイト「★製品別特集★ベビーベッド - 注意喚起」

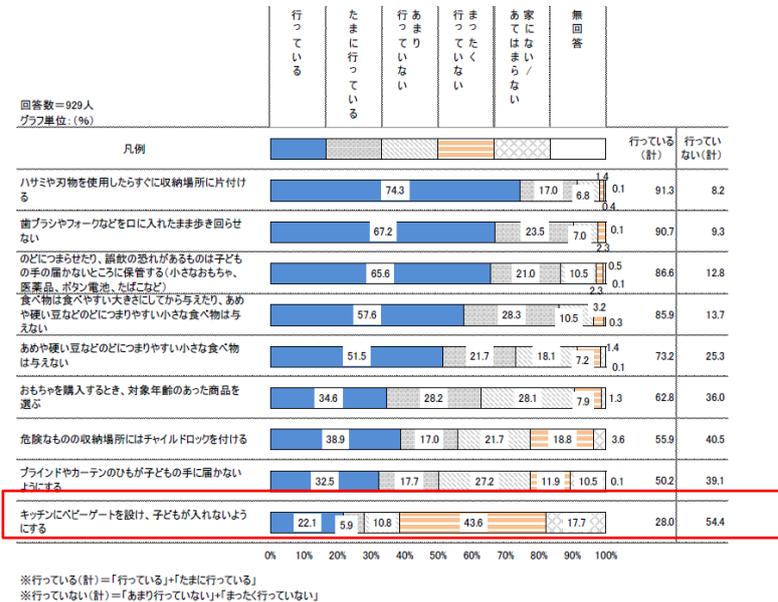
## (5) ベビーゲート等の使用実態の調査

消費者庁が公表している「平成29年度子どもの事故防止調査」という報告書において、徳島県内の子供を持つ保護者等を対象とした事故防止に関する事項についてアンケートで確認し、集計している。その中で、ベビーゲートの設置が事故防止対策として取り上げられている。徳島県の一部地域の子供に限定した調査であり、地域特性などの違いにより東京都と若干の相違はあるかもしれないが、一定の参考情報となると考えられる。

集計の結果より、ベビーゲートを台所に設置している保護者は全体の3割程度であった。また、ベビーゲートを含む乳幼児用安全製品に対して、経済的な負担を感じているという回答が約5割を占めている。ただし、乳幼児用安全製品の対象はチャイルドシートなども含まれていることから、ベビーゲート自体に対して負担を感じているかについては不明である。

(2) お子さんの事故防止対策

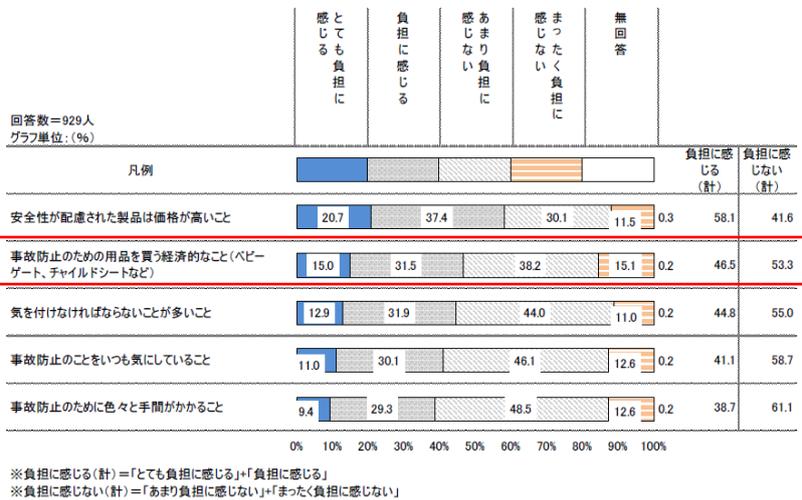
問5 あなたは現在、以下の a~i のような対策を行っていますか。(それぞれ1つに○)



お子さんが口に入れるものや、手に取るものでの事故の防止対策について尋ねたところ、「キッチンにベビーゲートを設け、子どもが入れないようにする」以外の項目で「行っている」と「たまたまに行っている」を合わせた割合が最も高く、事故防止対策が行われていることがわかった。ベビーゲートについては、半数以上が「行っていない」と回答している。

(8) 事故防止の負担感

問13 子どもの事故の防止について、普段、以下 a~e のことをどの程度負担に感じていますか。(それぞれ1つに○)



事故防止の負担感について尋ねたところ、「負担に感じる(計)」の割合は「安全性が配慮された製品は価格が高いこと」で約6割、「事故防止のための用品を買う経済的なこと」も約半数に達し、経済的な負担を感じる人が少なくない。次いで「気を付けなければならないことが多いこと」、「事故防止のことをいつも気にしていること」等心理面については「負担に感じる(計)」の割合は4割強であった。

図8 平成29年度子どもの事故防止調査 — 調査結果報告書 —  
(平成30年3月)